【日野市】

令和３年５月２６日策定
令和３年６月１６日改訂

新型コロナウイルスワクチン接種会場において
ワクチンの余剰が発生した場合の取り扱い方針

１　目的

新型コロナウイルスワクチンの接種予約がキャンセルされた等の理由により余剰となったワクチンを廃棄することなく、効率的に接種を行うため、その取り扱い方針について下記のとおり定める。

２　集団接種会場における基本的な考え方

（１）来場者予定者数と来場者数を時間ごとに確認することで当日のキャンセル状況を把握する。

（２）受け付け終了１時間前からは、希釈するワクチンの数量を管理し、バイアルを開封しすぎないように調整を行う。

３　集団接種会場における余ったワクチンの取り扱いについて

上記処理を行っても、なお余剰が生じた場合は以下の優先順によりワクチンを使用することで廃棄を防止する。

（１）接種会場において市民に直接接する医療従事者等（市職員を含む）で、接種を希望する者。

（２）高齢者施設等の従事者で市から接種券つき予診票の交付を受けている者で、連絡後３０分以内に指定する集団接種会場に参集できる者。

（３）公共施設等において業務上不特定多数の方と接触する機会の多い者（市職員など）。

４　個別接種医療機関における余ったワクチンの取り扱いについて

医療機関ごとにかかりつけ患者で未接種の方に連絡をとり、繰り上げて接種を行う。その場合は、医療機関から予約のキャンセル、２回目の接種予定の変更など対象の方にお願いする。